

公募公示

下記のとおり公募に付します。

令和3年11月22日

記

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 : 令和4年度・5年度タクシー乗用伝票利用契約（福島競馬場）
- (2) 業務内容 : 日本中央競馬会福島競馬場（以下「当場」という。）にタクシー乗用伝票（料金後払いチケットを指し、以下「乗用伝票」という。）を供給し、使用に応じて精算事務を行うもの。
- (3) 契約期間 : 令和4年1月1日から令和5年12月31日まで

2. 当該招請の主旨

本業務は、本会におけるタクシーの業務利用に際し、事前に乗用伝票を供給、本会の使用に応じた利用実績を月毎に集計し、「タクシー使用明細書」および「請求書」を作成の上、当場に提出、精算事務を行うものである。

下記の応募要件を満たし、かつ、本業務の実施を希望する者の参加意思を確認することを目的とし、参加意思表明書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者との契約手続に移行する予定である。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 令和3～5年度日本中央競馬会の物品等調達に係る競争参加者資格及び等級格付け審査基準において、「契約の種類」及び「業種の区分」が「役務等」の「ハイヤー・タクシー」であり、いずれかの等級に格付された者であること。
- ② 事業の種別として「一般乗用旅客用自動車運送事業」の許可を、営業区域として「福島交通圏」の許可を得ている事業者（但し、東北運輸局認可のタクシー所有台数400台以上であること。福祉タクシーのみの許可は除く。以下「認可事業者」という。）のタクシーを利用できる乗用伝票を提供できること。
- ③ 参加意思表明書の提出以前に他入札・契約に関して本会の指名停止措置等を受けた場合は、本公募に関する一切を無効とする。
- ④ なお、上記①及び②に該当する事業者からの委任により、当該事業者の乗車伝票発行・請求・代金受払業務を代行する組合・委員会等の団体（以下「組合等団体」という。）についても応募を可とする。
- ⑤ その他の要件については、「4. (1)」の担当部署に確認すること。

(2) 業務要件

- ① 24時間配車可能なタクシーを利用できる乗用伝票を供給すること。
- ② 本契約にかかる事務手数料を無償とする。
- ③ 乗用伝票数量不足の際には、速やかに納入すること。
- ④ 使用された乗用伝票に基づき、請求書を月締めで毎月末日（月末日が土日祝日の場合は翌営業日、年末は当場が指定する日）までに、利用明細書（利用日、伝票番号、利用料金、自動車道通行料金、合計額等が明記されているもの）を添付の上、提出可能なこと。
- ⑤ その他の要件については、「4. (1)」の担当部署に確認すること。

4. 手続き等

(1) 担当部署

〒960-8114 福島市松浪町9番23号

日本中央競馬会 福島競馬場 総務課（菅野・藤林）

TEL 024-534-2121（代表）

(2) 参加意思表明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和3年11月24日（水）から令和3年12月3日（金）まで

（11月24日、25日、29日、30日の事務所休務日は、交付不可。）

時間帯10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

※担当者不在時は、交付できない場合がある。

② 交付場所

上記（1）の担当部署で手交する。なお、郵送、FAX及びメール送信等での交付は一切行わない。

(3) 参加意思表明書の提出期限及び場所

① 提出期限：令和3年12月3日（金）16:00まで

② 提出場所：上記（1）の担当部署

③ 提出方法：下記資料を添付の上、持参すること。

④ 添付資料：

・ 企業概要

事業内容、従業員数、保有台数等がわかるパンフレット等。

・ 国土交通省東北運輸局の認可書（写）

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金（深夜早朝割増、迎車料金等の一切を含む）及び認可台数に関するもの。「3.（1）-④」に定める団体については、乗用伝票を利用できる団体所属の全タクシー事業者のもの。

・ 見積書

利用可能タクシー事業者の運賃及び料金に関するもの。

価格については、国土交通省東北運輸局の認可に基づくもの。

・ 利用可能タクシー事業者一覧

「3.（1）-④」に定める団体については、乗用伝票を利用できるタクシー事業者の一覧

・ 参加資格確認書（写）

令和3～5年度日本中央競馬会の物品等調達に係る競争参加資格確認通知書

⑤ 審査結果の通知等

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、「4.（1）」の担当部署から電話で通知する。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加意思表明書等の作成及び提出のための費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、「4.（1）」の担当部署に同じ。

掲載責任者 福島競馬場 副場長 植田 嘉奈子